

2025（令和7）年度 第2回栗東市人権擁護審議会 次第

日時：2026（令和8）年2月17日（火）
10時00分～
場所：栗東市役所 3階 談話室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項等

(1) 会長・副会長等の選出について

(2) 2025（令和7）年度栗東市人権擁護計画実施計画取組状況について

*資料

① 次第

② 施策体系一覧・評価一覧 . . . 資料1

③ 分野別・各課回答 2025（令和7）年度 . . . 資料2

④ ご意見・ご質問シート（集約版）

資料1：栗東市人権擁護計画実施計画①施策体系一覧・評価一覧＜2025年度版＞

資料2：栗東市人権擁護計画実施計画②分野別・各課回答＜2025年度版＞

意見・質問一覧

(3) 「人権問題に関する市民意識調査」の結果報告について

4. そ の 他

5. 閉 会

栗東市人権擁護都市宣言

人権とは人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにもっている基本的な権利です。

わたくしたち栗東市民は、日本国憲法や世界人権宣言の理念にのっとり、一人ひとりの基本的人権を永久の権利として尊重し、すべての市民が平等に生きる権利を保障する。

よって、正しい人権意識の高揚に努め、不断の努力と実践により、相互の人権を擁護するため、ここに栗東市を『人権擁護都市』とすることを宣言する。



平成3年3月22日